

小牧市民病院売店設置運営者選定プロポーザル実施要綱

〔 令和元年10月18日
31小院総第217号 〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、小牧市民病院に新たに設置する売店の設置運営者を選定するに当たり、最適な者を選定するため、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）を実施することとし、その手続きについて必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 対象とする業務は、小牧市民病院敷地内への売店の設置及び運営業務とする。

(参加条件)

第3条 プロポーザルに参加する者は、次の条件を満たしていなければならない。

- (1) 関係法令に基づき、履行現場において、本件に適合する店舗を適正に開設し、維持、運営できること。
- (2) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (3) 良質な商品及び優良なサービスを提供できる資力、能力等を有していること。
- (4) 事故が発生した場合、売店を運営する事業者の責任において即時対応ができ、かつ相応の補償能力を有していること。
- (5) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5に規定する病院で、直近5年間に売店の運営実績があること。
- (6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (7) 参加表明書等の提出をした日から当該業務の落札決定の日までに、小牧市建設工事等請負業者指名停止措置要領に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）、小牧市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（以下「合意書」という。平成24年6月25日付け小牧市長・愛知県小牧警察署長締結）に基づく排除措置又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。
- (8) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者又は会社更生法(平成14年

法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けたものについては、再生手続開始又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

(公募の公告)

第4条 小牧市病院事業管理者(以下「管理者」という。)は、プロポーザルに参加する者に必要な参加資格、条件、業務内容その他プロポーザルに必要な事項について公告をするものとする。

2 管理者は、前項の規定による公告をしたときは、その内容を小牧市民病院のホームページに掲載するものとする。

(参加表明書等の提出)

第5条 第3条各号のいずれにも該当する者で、プロポーザルに参加しようとする者は、別に定める参加表明書等を管理者に提出するものとする。

(一次審査)

第6条 管理者は、提出された参加表明書等を別に定める小牧市民病院売店設置運営者選定審査委員会(以下「審査委員会」という。)に審査させるものとする。

2 審査委員会は、別に定める評価基準に基づき、二次審査の出席要請者として上位3者程度を選定し、管理者に報告するものとする。ただし、3者に満たない場合は、第一次審査を省略することができる。

3 管理者は、前項の報告に基づき、すべての参加表明書等の提出者に対して、一次審査の結果を通知するものとする。この場合において、審査結果に関する問合せ、異議申立ては一切受付けないものとする。

(二次審査)

第7条 審査委員会は、前条第2項の規定により二次審査の出席要請者として選定した者から内容聴取等を行って審査し、最優秀者及び次点者各1者を選定し、管理者に報告するものとする。

2 管理者は、前項の報告に基づき、最優秀者及び次点者各1者を特定するものとする。

3 管理者は、前項の規定により、最優秀者として特定した者に対して、特定した旨を通知するとともに、特定しなかった者に対しては、特定し

なかった旨を通知するものとする。この場合において、審査結果に関する問合せ、異議申立ては一切受付けないものとする。

(契約の締結)

第8条 管理者は、前条の規定により特定した最優秀者を、売店設置運営に係る契約の相手方とするものとする。ただし、最優秀者に事故等があり、契約の締結が不可能となった場合は、次点者を契約の相手方とする。

2 契約を締結するまでの間に、最優秀者が指名停止又はこれに準ずる措置を受けた場合、並びに合意書に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。この場合、小牧市民病院は一切の責を追わない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年10月18日から施行する。
- 2 この要綱は、第7条第3項に規定する通知をもって、その効力を失う。